

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和2年12月7日（月曜日）

午前9時28分～午前11時04分

2 場 所 委員会室（議場）

3 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 村 田 弘 司 副 委 員 長
荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
坪 井 康 男 委 員 杉 山 武 志 委 員
藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
石 井 和 幸 委 員

4 欠席委員 な し

5 委員外出席議員

竹 岡 昌 治 議 長

6 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員

7 説明のため出席した者の職氏名

波佐間 敏 副 市 長 中 本 喜 弘 教 育 長
田 辺 剛 総 務 部 長 藤 澤 和 昭 総 合 政 策 部 長
藤 澤 由 文 地 方 創 生 監 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長
西 田 良 平 建 設 農 林 部 長 繁 田 誠 観 光 商 工 部 長
志 賀 雅 彦 美 東 総 合 支 所 長 鮎 川 弘 子 秋 芳 総 合 支 所 長
末 岡 竜 夫 教 育 次 長 八 木 下 理 香 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長
松 永 潤 消 防 長 山 本 幸 宏 市 民 福 祉 部 次 長
有 吉 武 士 消 防 次 長 竹 内 正 夫 総 務 課 長
佐々木 昭 治 財 政 課 長 市 村 祥 二 監 理 課 長
福 田 泰 嗣 地 域 振 興 課 長 古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長

井 上 辰 巳	地域福祉課長	古 屋 壮 之	高齢福祉課長
中 村 壽 志	農 林 課 長	千々松 雅 幸	観光振興課長
河 村 充 展	教育総務課長	斉 藤 正 憲	生涯学習スポーツ推進課長

8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（高木法生君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

議長、報告事項などございましたらお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 特にありません。

○委員長（高木法生君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件のうち、既に議決された1件を除く議案1件を審査したいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、審査予定は、商工費までの説明を求め、それまでの質疑を受けます。その後、執行部入替えの後、再開する予定といたしております。

議員の皆様には、会議規則に規定されておりますが、発言は簡明にお願いいたします。また、議題外の発言にならないよう併せてお願い申し上げます。

それでは、議案第98号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○委員長（高木法生君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） それでは、議案第98号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について御説明をいたします。

最初に、各費目で共通して計上しております人件費について御説明をいたします。

このたびは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う期末手当率の改定及び人事異動等に伴う人件費の会計間、費目間の調整を行うとともに、台風10号等の災害対応に関わる時間外手当を追加しております。

それでは、人件費の補正について、詳細を御説明いたします。

ただいま配信いたしました給与費明細書を御覧ください。

ページ中段の2の一般職のところでございますが、このたびの人事院勧告に基づく給与改定は、期末手当を0.05か月分減額するものでございました。

それに併せまして、11月現在の会計年度任用職員分も含めました職員数については、当初から減少していることなどの理由から、報酬が1,110万1,000円の減、給料が1,771万9,000円の減、職員手当が940万6,000円の減、共済費が277万3,000円の減となり、総額では4,099万9,000円の減を見込んでいるところでございます。

上段の特別職でございますが、市長、副市長、教育長、議員分につきましては、

一般職と同様に期末手当を0.05か月分減額するとともに、このたびのコロナ禍の状況に鑑み、市長、副市長、教育長の期末勤勉手当を、市長は100分の30、副市長は100分の20、教育長は100分の10をそれぞれ減額いたしております。

また、市議会からも同様の理由により、期末手当の減額の申出がございまして、議員の期末手当につきましても、100分の5減額いたしております。

このことから、期末手当につきましては686万4,000円の減、その他の手当については8万2,000円の減、共済費が24万5,000円の減、総額では719万1,000円の減となったところでございます。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） 予算書の20ページ、21ページをお開きください。

2款総務費・1項総務管理費・5目財産管理費において89万8,000円の増額補正を計上しております。

説明欄003公有財産管理事業につきましては、修繕料74万8,000円、電気遮断復帰に係る諸工料として、手数料15万円を追加するものです。

これは、県立宇部総合支援学校美祢分教室として山口県に貸し付けております、旧桃木小学校の高圧受電設備における気中負荷開閉器及び高圧ケーブルを改修するものであります。

本年8月実施の中国電気保安協会による年次点検により、早期改修について報告がありました。受電設備が故障いたしますと、支援学校のみならず、周辺地域一帯の停電を招く波及事故となることも想定されることから、早期の改修が必要と判断したものであります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 福田地域振興課長。

○地域振興課長（福田泰嗣君） 続いて、6目企画費、説明欄005情報通信施設運営事業について484万円を追加するものであります。

これは、秋芳地域情報通信施設について、本年9月に発生した台風9号及び10号の影響で、秋芳地域全域の16か所で電柱22本が倒壊したことから、その復旧として保守委託料187万円、また、秋芳町岩永本郷で行われております圃場整備に係る電柱の支障移転等業務委託料297万円を計上しております。

なお、圃場整備——支障移転につきましては、美祢農林水産事務所より移転補償費として179万6,000円の歳入を見込んでおり、諸収入、総務雑入にて計上しております。

続いて、次のページ、22、23ページをお開きください。

10目活性化対策費、説明欄004空き家活用推進事業について732万円を追加するものであります。

これは、より多くの空き家バンク登録と利活用を促すため、空き家有効活用促進事業補助金について利用者の増加を見込み、その対応をするものであります。

増加の主な要因は、本年度から、より活用しやすい補助メニューに見直し、空家・施設長寿命化対策室との連携により、制度周知や個別相談等を実施していること、また、昨年12月より、市内郵便局に受付窓口を設置し、より気軽に相談できる体制を設けたこと、加えて、コロナ禍での地方移住等の関心が高まる傾向にあることも追い風となっていると捉えております——失礼しました。

具体には、移住相談件数は、過去3か年の平均が年間155件に対し、令和2年度では10月末で167件、空き家バンクの年度別新規登録物件数は、3か年の平均が年間22件に対し、11月1日付で27件、うち10件は商談中であり、大幅に増加する見込みを——大幅に増加する見込みを踏まえ、このニーズに適応する対応をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） それでは、26ページを御覧ください。

3款民生費・1項社会福祉費・1目社会福祉総務費、説明欄003戦没者追悼事業におきまして、報償金、消耗品費等、合計で60万7,000円を減額しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度、戦没者追悼式を中止したことによるものでございます。

続きまして、2目障害者福祉費、説明欄006自立支援医療給付費等事業におきまして、電算システム改修委託料に206万3,000円と、介護訓練等扶助費1,985万3,000円をそれぞれ追加しております。

電算システム改修委託料においては、障害者自立支援医療給付等について、令和3年度に報酬改定が行われるため、今年度中に電算システムの改修が必要となった

ことによるものでございます。

また、介護訓練等扶助費においては、宿泊型自立訓練や居宅介護、生活介護、自立訓練等の利用時間、件数の増加によるものであります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、続きまして、次のページ、28ページ、29ページになります。

3目老人福祉費です。

説明欄002社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業におきまして3万7,000円を追加しております。

これは、令和元年度の事業実績に基づく精算の結果、超過額が発生したため、償還金として追加するものでございます。

続いて、説明欄020介護保険事業特別会計繰出金、これは、介護保険事業特別会計補正予算（第3号）において、システム改修経費及び人事異動に伴う人件費の調整に係る市負担相当額として605万円を追加しております。

次に、説明欄035低所得者保険料軽減事業におきまして60万4,000円を追加しております。

これは、令和元年度の事業実績に基づく精算の結果、超過額が発生したため、償還金として追加するものでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下ですが、4目福祉医療助成事業費におきまして、過疎対策事業債の追加に伴う財源更正を行っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 続きまして、28、29ページの下の方になりますが、9目国民健康保険費、説明欄001国民健康保険事業特別会計繰出金を31万4,000円追加するものでございます。

これは、人事院勧告に基づく職員の給与改定及び人事異動等に伴うもの、また、国保財政安定化支援事業及び国保被保険者負担軽減対策費助成事業の事業費が確定

したことに伴うものについて、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものであります。

なお、特定財源につきましては、県支出金79万3,000円の追加となっております。

続きまして、その下ですが、10目後期高齢者医療費、説明欄001後期高齢者医療制度業務において、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を88万円追加するものでございます。

これは、平成30年度税制改正により、令和2年分以降の所得税に係る給与所得控除等の一部を基礎控除に振り替えること等に伴う後期高齢者医療制度における保険料軽減判定基準見直し等、システム改修事業に係る経費について、後期高齢者医療事業特別会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

16、17ページにお戻りください。

21款諸収入・5項・3目ともに雑入、説明欄中段の後期高齢者医療療養給付費精算金を1,327万4,000円追加するものでございます。

これは、令和元年度分市町療養給付費負担金の精算に伴う山口県後期高齢者医療広域連合からの還付によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 続きまして、30ページを御覧ください。

2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄001児童福祉推進事業におきまして、幼児保育振興費補助金に10万円、幼児教育振興費補助金に10万円、過年度国県補助金等精算返還金に1,231万2,000円をそれぞれ追加しております。

まず、幼児保育振興費補助金及び幼児教育振興費補助金です。

これは、私立保育園4園と認定こども園2園の保育士等の職員1人につき10万円を補助しておりますが、当初予算で計上していた人数よりもそれぞれ1名、合計で2名増になったことによるものでございます。

次に、過年度国県補助金等精算返還金ですが、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び児童扶養手当等の令和元年度分実績額確定に係る過年度国県補助金等精算返還金であります。

次の2目児童措置費、説明欄001一時預かり事業におきまして、委託料317万

1,000円を追加しております。

これは、私立保育園4園と認定こども園2園で実施予定の一時預かり事業について、当初1園当たり160万円で計上しておりましたが、国の補助基準額が1園当たり260万7,000円に改定されたことによる増額でございます。

特定財源として、国庫支出金、県支出金、合計で211万4,000円を予定しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） 続いて、34、35ページを御覧ください。

4款衛生費・2項清掃費・2目塵芥処理費であります。

003廃棄物リサイクル推進事業から009不燃物保管施設管理運営事業まで、令和3年4月から実施する廃棄物処理の統一に伴う経費を追加しております。

003廃棄物リサイクル推進事業におきましては、秋芳地域ごみ集積所整備補助金50万円を追加しております。

これは、家庭ごみの収集回数の統一に伴い、秋芳地域では、固形燃料化できるごみの収集回数が週3回から週2回に減ることとなり、ごみ集積所の容量不足が懸念されることから、ごみ集積所整備を行う行政区に対し補助金を交付する制度を2年間の期間限定で行うものであり、令和2年度分の交付見込み10件分50万円を追加するものです。

なお、この補助制度は、収集回数の統一に伴うものであるため、収集回数が減少となる秋芳地域のみ限定した補助制度になります。

次に、004ごみの分別及び減量化対策事業におきましては、印刷製本費98万2,000円を追加しております。

これは、毎年3月に市内の各家庭に、ごみカレンダーと分別ガイドを配布しておりますが、このたびの廃棄物処理の統一に併せ、ごみカレンダーを一新するとともに、毎年度配布しておりました分別ガイドの内容を充実させ、新たに出し方ガイドとして冊子形式のものを作成する経費を追加しております。

なお、出し方ガイドにつきましては、今回から3年に1度の発行に変更する予定としております。

次に、007リサイクルセンター管理運営事業、008不燃物最終処分場管理運営事業

及び009不燃物保管施設管理運営事業におきましては、それぞれ業務委託料を追加しております。

これは、各廃棄物処理施設への持込手数料を令和3年4月から変更することに伴い、トラックスケールの料金設定変更業務委託料等を追加するものです。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。

一番上の4款衛生費・4項病院費・1目病院事業費におきまして、過疎対策事業債の起債に伴う財源更正を行っております。

続きまして、1つ飛ばしまして中ほどの5款労働費・1項労働諸費・5目シルバー人材センター運営事業費ですが、こちらも過疎対策事業債の起債に伴う財源更正を行っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） 続きまして、38ページ、39ページをお開きください。中段でございます。

6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、説明欄018新規就業者等産地拡大促進事業につきまして、新規就業者等産地拡大促進事業補助金として362万4,000円を追加するものでございます。

この事業は、新規就業者の受入体制整備、及び産地の生産強化に必要な機械施設等の整備に要する経費を支援する事業でございまして、このたびの補正につきましては、県より追加募集の照会がありまして、今年度初めに要望のあった農薬散布機械を要望した結果、補助金の配分を受けたことによるものであり、購入に対する事業費の2分の1を補助するものであります。

財源といたしまして、事業費の3分の1が県支出金でございます。

続きまして、その下、4目農地費において110万円を追加しております。

説明欄006団体営農地防災事業につきまして、資料等作成委託料といたしまして110万円を追加するものであります。

これは、本年10月1日に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法において基本指針が示されており、その中で、廃止工事を検

討するに当たっては、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調和等に配慮することが重要と規定されたことを踏まえ、来年度廃止工事を予定している大嶺町奥分の三百田ため池の環境調査を実施するものであります。

なお、この環境調査につきましては、多くの生物、あるいは多様な生態系の調査であり、1年を通じた調査が必要となりますので、繰越事業として繰越明許費に計上しております。

歳入といたしまして、国100%補助の110万円の県支出金を予定しております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下ですが、5目畜産費におきまして、過疎対策事業債の起債に伴う財源更正を行っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） 次に、42、43ページをお開き願います。

7款商工費・1項商工費・4目観光費になります。

説明欄009スポーツイベント開催事業を330万円減額しております。

これは、令和3年3月開催予定であった第13回Mine秋吉台ジオパークマラソンが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に収束のめどが立たない状況の中、参加ランナーの密集・密接を回避し、参加者とスタッフの健康上の安全・安心を確保した上で運営することが困難である等の理由から、実行委員会において中止が決定されました。

このことに伴い、実行委員会への補助金330万円を減額するものであります。

○委員長（高木法生君） 商工費までの説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 衛生費、34、35ページですね。4款衛生費・2項清掃費・2目塵芥処理費ですが、これの説明欄003廃棄物リサイクル推進事業として、秋芳地域ごみ集積所整備補助金、先ほど御説明がありました。

2年間——この4月からですね、来年の4月から3回が2回になることにより容量不足となるところを、2年間要望を取って整備していきたいというお話で、令和2年度分として、上限が5万円ですから、10件分の50万円を予定しておられるとい

うお話でした。

場所によれば、このごみの集積箱、ごみ箱ですが——ごみ籠ですけど、増設に当たり収集場所が狭隘となった場合、集積場所を増設することも可能であると考えてよいのか、そういった対応にも予算が充当できるものかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は、秋芳地域ごみ集積所の整備補助金の対象となるのが、場所を移転した場合というような御質問であったかと思えますけれど、箇所数が——例えば、1つの行政区でごみの集積所が1か所あって、それを移設されて、ごみ箱を増設——数を増やされるとかいう場合には対象となると思います。

現在のところ、補助対象経費としているのが、ごみ箱——集積箱の購入や作成の経費、それから、集積箱を設置しない場合については、散乱防止用品の購入経費、それと不燃系の缶類も月1回が——月2回が月1回に減少しますので、缶類集積のコンテナ等を購入される経費を補助対象経費としているところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 地域によれば結構たくさんの民家があって、集積場所が1か所であると。で、現在でも、もう狭隘であるところがありますんで、それを分散する場合、1か所だったところを2か所に分ける場合、これは何か行政のほうに申請ですとか、手続があるんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

ごみ収集については、委託業者に委託をしておりますので、パッカー車等のルートの問題もございます。パッカー車が反転できないような場所では、ちょっと収集ができませんので、その辺は事前に御相談いただいて、御協議した上で、一応決定したいと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 秋芳地区に行政区が108あります。その中で要望がたくさん

出た場合、当然、10個の予算では足りないと思いますんで、次年度以降も、要望等に沿って円滑に移行できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） 要望ということで受け止めます。猶野委員。

○委員（猶野智和君） それでは関連で、今の秋芳町のごみ集積所のことで。

1件5万円ということですが、これ多分、地域の受益者負担としての地域負担分というのがあると思うんですが、これがどのぐらいの割合になるのか教えてください。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えします。

先ほど、杉山委員の御質問のときにお答えしました補助対象経費の2分の1の額が補助金の額となりまして、ただし、5万円を上限額としております。

したがって、集積箱の大小によって様々金額があるわけですが、2分の1の額は最低でも行政区のほうで負担していただくこととなりますので、上限額いっぱいまで使われると、地区のほうでは5万円を御負担いただくということになりますけれど。

集積箱が大きくなりますと、それ以上の金額になる場合がございますので、生活環境課のほうでは、先月、ごみ収集——廃棄物統一に関する住民説明会を開催いたしましたけれど、その際にも御説明を申し上げておりますけれど、集積箱を購入される場合は、週3回が週2回になって、ごみの量がある一定程度落ち着いて、集積箱の量を見定めてから実施されたほうがよいのではないかとというようなことも御説明をしております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

29ページなんですが、国民健康保険事業特別会計繰出金と後期高齢者医療制度業務の繰出金について説明がありましたが、その財源というのが、17ページの後期高齢者医療療養給付金精算金の民生雑入によるものということでしたけれど。

この金額が1,327万4,000円なんですが、このほかにどんな事業が入ってるのでしょうか。これ足したら、これにならないんですけれど、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 今の御質問は、国民健康保険事業の繰出金のところの特定財源についてです——ということですか。314万4,000円のうちの特定財源についてということでしょうか。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 尋ね方が悪かった——すみません。29ページの繰出金が314万4,000円と、それから後期高齢者で88万円が——この財源は17ページの後期高齢者の精算金によるものですよってという説明がありましたけど、精算金が1,327万4,000円なので、これとこれ足してならないんですが、ほかに何が入ってるのかなと思ったんですが。

○委員長（高木法生君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 最後、歳入で御説明いたしましたものは、後期高齢者医療の療養給付費の精算金が、山口県後期高齢者医療広域連合から、元年度分の精算をした結果還付されましたので、歳入について別に御説明いたしましたもので、最初の歳出のところの——とは関係がないものということで御理解いただけたらと思います。

○委員（三好睦子君） よく分からないんですけど。また詳しく……。

○委員長（高木法生君） まだ——発言ありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 後でゆっくり聞きます、担当課に。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。説明できますか。（発言する者あり）もういいですか。後で、もう……行かれるようですから。説明できればいいんですけど。（発言する者あり）じゃあ後ほどということで。ほかにございませぬか。田原委員。

○委員（田原義寛君） 先ほどの中村課長から御説明ありました三百田ため池の件なんですけど、計上されてる予算の中には、調査だけの、これは費用なんですかね。その後、何か貴重な絶滅危惧種等見つかった場合は、保全も含めた多少経費っていうのは入ってるもんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの田原委員の御質問にお答えいたします。

このたび計上しているものは調査のみでございます。

この調査によりまして、今後、その結果によって環境保全措置の検討、そういつ

たことを行い、あとは住民、あるいは行政機関などとの意見を踏まえた上で、措置をまた考えていくということになりますので、その後、必要があれば、予算はまた次の機会に取っていくというふうになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、執行部の入れ替わりをお願いいたします。

午前10時06分休憩

午前10時25分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

土木費から説明を求めます。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） それでは、10款教育費・1項教育総務費・1目教育委員会費になります。

説明欄001――すみません、44ページ、45ページからになります。10款教育費になります。

45ページ、一番下段の部分でございますが、教育委員会費、説明欄001教育委員会業務において23万8,000円減額しております。

これは、新型コロナウイルス感染症により、今年度予定されておりました教育委員の研修が延期になったことに伴う旅費の減額になります。

続きまして、同項・2目事務局費になります。

次のページ、46ページ、47ページをお開きください。

説明欄004事務局業務において13万9,000円追加しております。

これは、今年度末の重安小学校閉校に伴い、閉校記念品の購入費5万5,000円や閉校式式典に係る経費4万4,000円、また、重安小学校と統合先の大嶺小学校では体操服が異なるため、体操服購入に当たり、保護者負担を軽減するための補助金4万円を追加するものであります。

続きまして、2項小学校費・3目学校施設整備費になります。同ページの一番下になります。

説明欄001小学校施設整備事業において353万8,000円追加しております。

これは、令和3年度に淳美小学校において特別支援学級に在籍する児童数が増え、現在使用している教室では対応できなくなる可能性が高いことから、コンピュータールームを特別支援教室として使用することに伴い、空調機を設置する必要性が生じたため、工事設計委託料39万4,000円及び空調機設置工事費268万4,000円を追加するとともに、大田小学校の2階トイレの一部を改修するための工事費46万円を追加するものであります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、48ページ、49ページを御覧ください。

3項中学校費・3目学校施設整備費ですが、過疎対策事業債の追加に伴う財源更正を行っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、4項幼稚園費・1目幼稚園費になります。

説明欄001子育てのための施設等利用給付事業において15万円追加しております。

これは、令和元年度分の国及び県の子育ての施設等利用給付交付金の超過交付分を返還するための費用になります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） それでは、52ページ、53ページをお開きください。

6項保健体育費・1目保健体育総務費、説明欄008オリンピック聖火リレー事業実施において498万5,000円を減額しております。

これは、東京2020オリンピックの延期に伴い、聖火リレーについても延期となり、聖火リレー実施負担金などを減額するものです。

続きまして、同項・2目体育施設費、説明欄001会計年度任用職員人件費の次になります。

説明欄003温水プール管理運営事業として98万7,000円を減額しております。

これは、温水プールに配置しております会計年度任用職員について、新型コロナウイルス感染症対策により、臨時休業した影響等により通勤手当を減額するものです。

その下、説明欄012秋芳体育館解体事業として247万1,000円を追加しております。

これは、秋芳総合支所建設に伴い、予定地である秋芳体育館の解体実施設計を行うために追加するものです。

52ページを御覧ください。

特定財源として市債220万円を充てています。

関連がありますので、ただいまお送りいたしました6ページ、債務負担行為補正について説明いたします。

下から2段目、秋芳体育館解体事業として123万6,000円を追加しております。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、同項・3目給食施設費になります。

説明欄002給食調理場管理運営事業において289万6,000円減額しております。

このうち、188万1,000円につきましては、大田共同調理場の労働環境を改善するための空調機設置に当たり、設計委託を行うための経費になります。

最後に、教育総務費分の債務負担行為の補正について御説明いたします。

ただいま、6ページ配信させていただきましたが、第3表中段、秋芳中学校プール更衣室等整備実施設計業務について334万3,000円を追加しております。

これは、秋芳総合支所整備に際し秋芳体育館を解体することとなりますが、現在、秋芳体育館の一部を秋芳中学校のプール更衣室及びテニス部の部室や倉庫として利用しております。

秋芳体育館の解体により、プール更衣室等についても取り壊されることとなるため、新たな更衣室や部室の整備が必要となりますが、秋芳総合支所整備事業と一体的に、別棟で更衣室や部室を整備するに当たり、実施設計業務費334万3,000円を追加するものであります。

併せまして、同表最下段、大田学校給食共同調理場空気調和機設置工事について2,222万円を追加しております。

これは、先ほど歳出予算でも説明いたしましたとおり、労働環境の改善に当たり、

今年度設計業務を行い、春休みからゴールデンウィークの期間で空調機を設置するため、工事費分を追加するものであります。

説明は以上となります。

○委員長（高木法生君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） それでは、引き続きまして、歳出時に説明しておりません歳入について御説明をさせていただきます。

14ページ、15ページを御覧ください。

18款寄附金・1項寄附金・1目一般寄附金におきまして120万円を追加いたしております。

これは、本市の市政全般に広く役立っていただきたいと、市内事業者及び県内在住者から御寄附をいただきましたので、このたび予算計上をさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） その下ですが、19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金ですが、右側の説明欄を御覧ください。

繰越金の追加及び人件費の減額等に伴い、財政調整基金繰入金を2億7,820万3,000円減額しております。

また、その下になりますが、2目ゆたかなまちづくり基金繰入金につきましても、繰越金の追加等によりまして3億3,381万8,000円を減額しております。

続きまして、16ページ、17ページの上段を御覧ください。

20款繰越金・1項繰越金・1目繰越金ですが、説明欄を御覧ください。前年度繰越金として4億6,125万8,000円を追加しております。

続きまして、繰越明許費について御説明をいたします。

恐れ入ります、5ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、令和3年度に繰り越して実施いたします事業2件、先ほど歳出の説明のときに御説明をいたしました、団体営農地防災事業並びに消防庁舎・防災センター整備事業につきましても、庁舎建設完了日等の日程を再調整した結果、指令装置移設工事等について、令和3年度に繰り越して実施したいので、2件合わせて総額5,743万円を令和3年度に繰り越す限度額の設定を行っております。

す。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明をいたします。6ページを御覧ください。

まず、本庁舎整備事業につきましても、令和3年度に支出する第一別館改修調査設計業務委託料に係る限度額の設定を行っております。

次に、美東総合支所整備事業及びその下の秋芳総合支所整備事業につきましても、令和3年度に実施する実施設計業務委託料に係る限度額の設定を行っております。

次に、於福地域交流ステーション指定管理料と、その下の厚保地域交流ステーション指定管理料につきましても、令和3年度から令和5年度までの間に支出する指定管理料に係る限度額の設定を行っております。

次に、秋芳中学校プール更衣室等整備実施設計業務につきましても、先ほど説明がありましたので飛ばしまして、次に、その下、秋吉台国際芸術村指定管理料及びその下の鳳鳴地域交流センター指定管理料につきましても、令和3年度から令和7年度までの間に支出する指定管理料に係る限度額の設定を行っております。

次に、秋芳体育館解体料につきましても、先ほどありましたように、令和3年度に支出する解体設計業務委託料に係る限度額の設定を行っております。

以上、9件の債務負担行為の追加を行っております。

続きまして、地方債の説明について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

地方債の補正につきましても、秋芳総合支所整備事業債ほか3件の追加を行うとともに、福祉医療助成事業債ほか1件について限度額の変更を行っております。

以上で、議案第98号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。説明にありました教育費以降の質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 教育費の——すみません。教育費、1項の教育総務費の事務局費のところなんですけれども、002のところ一般職員の人件費で、一般職給が1,000万円補正で計上されておりますよね。何か特別に雇うとか、何か1,000万ってかなりの額になると思うんですけれども、それに期末勤務手当の職員共済組合負担金だのというのが、やっぱりかなり数万円——数百万単位で計上されてます。

これは、今言いましたように、何か特別な職員を雇われた、あるいは雇うとか、そういう何かがあるのでしょうか。やっぱり結構、補正額にしては大きいような気がするんですけども。

一方で、給食費だったか——何やったかな、社会教育費だったですかね。こちらのほうでは、逆に300万なり200万なり、人件費が減ってますね。

だから、この辺はやっぱり何か組替えというか、何かがあるのかなか、ちょっとその辺、その背景に、どんな人のやりとりとかがあるのかなってというのが、ちょっと疑問に思いましたんで、お尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、人件費につきましては、教育費に限らず一般職員人件費部分につきましては、先ほどの職員の給与費明細書からのときも説明しております、2名減となっております。そのうちの1名減の部分が教育費の部分になりまして、教育費、正規職員の1名の人件費が給与でおおよそ——給与を含めまして、おおよそ1,000万近くなるというのに併せまして、そのほかの職員の人事異動分も反映されまして、一方では大きい減額が生じておると。

もう1つ、給食調理員のほうにつきましては、このたび、パートタイムの会計年度任用職員部分が大きく減となっておりますが、そこにつきましては、このたびコロナウイルスの対応で学校が休業になりました。

先ほど——質問に対して訂正したいと思います。増加しておると。一方、増加して——失礼いたしました。

先ほどの教育費の、まず増について誤りがございましたので、訂正させていただきます。

ここにつきましては、当初予算に比べまして、人事異動等で当初よりも職員が増えておりますので、その関係で増となっております。

その中につきましては、ジオパーク推進課が教育費のほうに移りましたので、その関係で増になっております。

また、給食費につきましては、コロナウイルスの対応で学校が休業になったことに伴いまして、その分給食調理員、給食の提供はございませんでしたので、その分ほど減額になったという経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 何ていうか、こういう公的な予算管理については、独特のというか、当然独自の方法があると思いますので、それに沿ってこういう補正とかをされるんだろうとは思いますが。

例えば、期中における、そういう人事異動に関する歳出っていうか——の増加なり減少なりっていうのは、一々やはり、こういうことで補正予算を組んで承認をしてっていうことなんですか。というか、むしろ、もう実際に、既にその1人なり2人っていうのは増えてるはずですよ。それをここで予算で、こういうことで、議会で承認っていうか——ということは、もし、仮に否決されたら、もうその異動すらできないというか。

いや、何が言いたいかというと、その辺というのは、総額か何かで把握しておけばいいんじゃないかなとも思うんですけど、その辺の仕組みが、ちょっとどうなってるのかなっていうのを1つ疑問に思いましたけど。

その辺は、こういう期中でのっていうか、当初予算に計上してない場合の、その支出なりっていうのは、やっぱり、こういうふうに事後であっても、何ていうか補正予算で計上して議会で承認と、こういう手続ということでなければいけないということですかね。すいません。質問をしたいと思います。

○委員長（高木法生君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、人件費につきましては、当然、当初予算の見込みから、実際事業が始まりまして、人事異動等がございます。そのほか各種手当につきましては、職員の状況によって変わりますので、当然補正をする必要があると思っております。

人件費については、特に正確に見込める部分と、どうしても見込みにくい手当部分がございますが、職員の給与部分については正確に見込めますので、当然、不用額が発生する見込みでありましたら補正することになりますが、このタイミングでということになりますのは、1つは、人事院勧告の反映をするのに12月議会がタイミングとしては適正な時期になっておりますので、それに合わせまして、人事異動分についても、この段階で補正するというのが本市の通例となっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。ほかにございますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの質問とは全く別なんですけれども、佐々木財政課長のほうにお聞きしたいんですけれども、6ページ、7ページのところに、債務負担行為の補正っていうのと、地方債の補正っていうのがございますけれども、これは追加ということで、例えば債務負担行為補正については、1、2、3、4、5、6、7……10件ほど上がってますね。

実際、いろいろな事業をやるに当たっては、単年度ではなくって、どうしても複数年度にまたがってしまうような事業というのがありますけれども、そういう場合には、ここにあるような債務負担行為ということで、何年から何年までで、限度額が幾らなんだと、こういうふうなことをきちんと決められて、要は、財政の支出の枠をあらかじめ複数年度で範囲を決められてやっていると。こういう理解でよろしいんでしょうか。

したがって、ここには、本庁舎でも追加ということで、限度額が1,200万円ですけれども、本来これも今度——令和5年の3月末までですかね、やろうということになってくると、トータルの額ってのはこんなもんじゃないと思うんですが。その辺は、要は、複数年度にわたるような行為に——事業については、こういうふうに限度額を——枠を決めながら財政運営していくと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えする前に、後ほどお答えしますが、1件、訂正をさせていただきます。

私は、先ほど債務負担行為を御説明したときに9件と申し上げましたが、正しくは10件でございました。申し訳ありません。

改めまして、藤井委員の御質問にお答えをいたします。

債務負担行為という行為は、分かりやすくいうと、次年度以降の債務を負担する行為であり、後年度以降の支出を約束する行為であります。

これは、地方自治法第214条において規定がございまして、普通地方公共団体が債務負担する行為をするときには、予算で債務負担行為として定めなければならないということになっておりますので、このたび、予算のほうに計上させていただいております。

なぜ、このタイミングか。3月でも——3月補正でもいいんじゃないかという話ですが、事業は、支出は来年4月以降に発生するんですが、契約行為等ですね、2月、3月からもうしなくてはいけないものもありますので、このタイミング、12月補正で債務負担行為を上げさせていただいているものが多いございます。

以上ですので、こちら債務負担行為につきましては、このように規定されておりますので、それにのっとって予算書に上げさせていただいておるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。分かりました。

こっから1つ、ちょっと要望なんですけれども、今のこの債務負担行為の補正については、今年度以降の支出についての——何ていうか、枠というか、この金額を一応、予算的にも認めますと、こういうものなんですけれども。できれば、じゃあその事業っていうのは今までもやってたわけですから、今まで幾らで、今後何ぼでっていうか、そういうふうなのが分かる資料であれば、非常にこちらでも理解しやすいんですね。だから、今までのやつはもう全然あれで、今後はこれだけやります、これだけやりますと、ぽんとかう定義——提示されても、なかなか全体像が見えてこないんです。

したがって、何かこう補足資料みたいな形で、こういう債務保証について——債務保証じゃなかった、債務負担行為補正については、今までの、これだけもう既にやってます。で、例えば今後、これだけトータルで幾らぐらいですとかいうのが、何か補足資料か何かであれば、非常にこちらとしても分かりやすいなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

確かに、こちらのほう、予算書に定める様式につきましては、地方自治法施行規則第14条に別記4表という形で定められておりまして、また、起債の方法につきましては、この『予算の見方・つくり方』という本にのっとって、私もつくっておりますが、今おっしゃるように、私の先ほど申し上げた説明では、ちょっとまだ事足りないところがあるかと思えます。

本日は、私は簡単にぱっと御説明をしましたが、それぞれの担当所管の部課長が来ておりますので、もしよろしければ、それぞれ補足説明をさせていただけたらというふうには思いますけれども。

○委員長（高木法生君） 今質疑ですから、要望はここではちょっと困りますので。

○委員（藤井敏通君） 質疑だから要望は、とおっしゃるのであれば、別にこうしてくれとは言いません。

先ほど、詳細についてはっていうか、いや別に、それぞれの担当部署っていうか——方に、ここで一々詳細な説明をとということではなくって、そういう附属——分かるような一覧表があればいいなど、そういうのがありますかという質問でございます。

○委員長（高木法生君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問ですけれど、まず、この予算——補正予算書の59ページのほうを見ていただきたいと思うんですけれど、この債務負担に関する調書っていいですか——があるわけですが、御覧いただけでしょうか。

それぞれ、ただいま6ページのほうの債務負担行為の追加項目の、それぞれの事業の前年度までの支出見込額、これは全て空白になっております。今後、令和2年度以降の支出予定額、そして財源内訳等が記載されてるとは思いますけれど。

ちょっと分かりにくくて御迷惑かけてるとは思いますけれど、この本庁舎整備、両総合支所の整備事業、それぞれ、いわゆる本体工事の事業費ではなくて、今設計段階の経費、実施設計等の経費ということでの事業費ですので、今後、本体工事がおおよそ固まれば——この設計によって固まってくれば、令和3年、4年度事業として、今後、事業費の予算化をする段において、改めて本体工事の事業費については、債務負担等の経費として予算要望をするようになるとうふうには思います。

したがって、今回の債務負担のいわゆる設定については、令和2年度——3以降の——3年度以降またがる、それぞれの事業の債務負担という、後年度の予算枠を担保するものの要求でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、予算53ページですね、教育費・保健体育費です。

008のオリンピック聖火リレー実施事業498万5,000円。その中で、聖火リレー実

施負担金が366万3,000円ですかね、これが減額ということになっております。

今回、こういう形でオリンピックが延期ということで、この予算の削減であります。予算削減されましたけれども、これによって、聖火ランナー2人が美祢市を走るという、また伴走者もいる。そういったことで、こういった予算がなくなったということで、今回ないことですから、そういった聖火ランナーについても、今回、一応ランナーとしては任命がなくなったんかどうか。その辺がちょっとはっきりしませんので、御答弁よろしくをお願いします。

○委員長（高木法生君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

今年度中止になり——中止の前に決まっておりました2名のランナーにつきまして、まだ公表はされておりませんが、来年度も引き続きという形で検討しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ということは、2人の——2名の聖火ランナー、また、それに伴う伴走者もかなり決まっておりますので、それは継続されるという……。また来年、きちっとオリンピックが開催された場合には、同様な人数が——人数とか、またその人員も変わらなく、聖火ランナー2名、伴走者の方もかなりおられると思いますけれども、もう人選されて、今までいたと思いますけれども、その辺については変更なしという、そういった捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（高木法生君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

今年度、選任されていた人が継続になるかということにつきましては、公表はまだされておられませんので、この場ではお答えすることができませんので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。今後のその辺は、早く明確になるようにして

いただきたいと思います。

それから、今回、聖火リレーの予算について削減ということで、これは、また来年、きちっとオリンピックが開催されるっていうことになったら、大体予算額も同様な予算がつくという捉え方でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○委員長（高木法生君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

来年度の予算につきましては、まだ審議中でございますので、この辺の説明については差し控えさせていただこうと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） 同じ項目ですか。もう3回になります。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 違います。次の質問に移りたいと思います。

先ほどありましたけれども、6ページに債務負担行為補正ということでありまして、いろいろ期間等問われておりましたけれども、今この中で、鳳鳴地域交流センター指定管理5年、また、サンワーク美祢も5年やったと思っております。そういう面で、今回この於福地域交流センター指定管理、厚保もですけれども、これが3年間となっております。

これ、随意契約ですけれども、やっぱり地元の方が愛着持って、JR美祢線の存続促進に向けて、いろんな面で活動されておられますし、そういった愛着のない方が入ってきても、なかなか、こういったことは、いい意味での随意契約できちっとやっていくことが、私は非常に重要なことと思っております。

それで、これ、3年間ですけれども、やっぱりこれ、事務处理的な面も考えていけば、5年にきちっと統一していくことも、私は必要ではないかと思っております。そういった期間が3年もあったり、5年もあったりしますけれども、これについては、どういった視点で——捉え方で、3年だったり5年になったりしているのか、それについてお伺いします。

○委員長（高木法生君） 総務企業でお話があったと思いますけど、総務企業で。総務企業で、その話は終わってると思いますけどね。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 具体的にそれに出て——少しは話が出てましたけれども、今後その辺をしっかりと捉えていっていただきたいなど。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する、第一——失礼しました。議案第98号の——本案に対する討論を行いたいと思います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第98号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案2件のうち、既に議決されました1件を除く議案1件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時04分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月7日

予算決算委員長